

核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する覚書

岐阜県（以下「甲」という。）、土岐市、多治見市及び瑞浪市（以下これらを「乙」という。）と大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「丙」という。）は、平成25年3月28日に締結した核融合科学研究所周辺環境の保全等に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

- 1 丙は、協定書第4条に定める周辺環境の保全に必要な監視・測定が継続的に実施できるよう、甲及び乙が設置・運営する安全監視委員会に最大限の協力を行うものとする。
- 2 丙は、協定書第5条に定める研究施設の整備計画、研究計画及び研究内容に重大な変更があった場合について、事前にその安全性についての検討を核融合科学研究所重水素実験安全評価委員会に諮り、その結果を甲及び乙へ説明を行うものとする。
- 3 丙は、協定書第7条に定める災害及び事故の防止に関し、丙が定める安全管理計画に基づき、必要な設備の整備、通報体制等の確立及び教育・訓練を行うとともに、その状況について年1回及び変更が生じた際に、安全監視委員会に報告するものとする。
- 4 丙は、大規模災害・事故が発生した場合、安全管理計画に基づき適切に対応するとともに、その状況について安全監視委員会が行う調査その他の必要な事項に最大限の協力を行うものとする。
- 5 丙は、自己の活動に起因して、地域住民に損害を与えた場合は、誠意をもって補償するものとする。

この覚書の証として、本書5通を作成し、甲乙丙署名押印の上、各々1通を保有する。

平成 2 5 年 3 月 2 8 日

甲 岐阜県知事 (岐阜県知事署名)

乙 土岐市長 (土岐市長署名)

多治見市長 (多治見市長署名)

瑞浪市長 (瑞浪市長署名)

丙 大学共同利用機関法人
自然科学研究機構
核融合科学研究所長 (研究所長書名)